

## ★ 教科別移行措置内容（算数・理科以外）

\* 赤字は、平成 22 年度より実施する内容

教科	内 容	教科	内 容
国 語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の規定によることができる。(平成 21 年度より)</li> <li>・現行学習指導要領による場合には、第 3 学年の指導に当たっては、<b>「ローマ字の読み、書き」を加えること。(平成 22 年度より)</b></li> </ul>	音 楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の規定によることができる。(平成 21 年度より)</li> <li>・ただし、歌唱共通教材の扱いについては、新学習指導要領の [第 1 学年及び第 2 学年], [第 3 学年及び第 4 学年], [第 5 学年及び第 6 学年] それぞれの 2A(4) アの規定によるものとする。(第 1 学年から第 4 学年までは 4 曲全て、第 5 学年及び第 6 学年は 4 曲中 3 曲扱う。)(平成 21 年度より)</li> </ul>
社 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の規定によることができる。(平成 21 年度より)</li> <li>・現行学習指導要領による場合には、次のとおりとする。(平成 21 年度より)</li> <li>① 第 3 学年及び第 4 学年の指導に当たっては、新学習指導要領の 2(6) アのうち「我が国における自分たちの県(都、道、府)の地理的位置、47 都道府県の名称と位置」に関する事項を加えること。</li> <li>② 第 5 学年の指導に当たっては、現行学習指導要領の 2(4) アのうち「国土の位置」の部分の規定にかかわる事項を省略し、新学習指導要領の 2(1) アに規定する事項(世界の主な国の名称と位置等)を加えること。</li> <li>③ 第 3 学年の指導に当たっては、現行学習指導要領の [第 3 学年及び第 4 学年] の 2(6) ウの規定にかかわらず、新学習指導要領の [第 3 学年及び第 4 学年] の 2(6) ウに規定する事項(県内の特色ある地域の人々の生活(自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域))を取り上げること。 <b>(平成 22 年度より)</b></li> <li>③ 第 3 学年若しくは第 4 学年の指導に当たっては、現行学習指導要領の [第 3 学年及び第 4 学年] の 2(6) ウの規定にかかわらず、新学習指導要領の [第 3 学年及び第 4 学年] の 2(6) ウに規定する事項(県内の特色ある地域の人々の生活(自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域))を取り上げること。</li> </ul>	総 合 則 、 特 道 活 徳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の規定によるものとする。(平成 21 年度より)</li> </ul>
		家 生 庭 活 、 体 図 育 工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領によることができる。(平成 21 年度より)</li> </ul>
		外 国 語 活 動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語活動を教育課程に加え、新小学校学習指導要領によることができる。(平成 21 年度より)</li> </ul>